



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	セクシャリティと自律 : 「内的固有性」に合致した「自己決定」の陥穽
Author(s)	浅見, 克彦
Description	シンポジウム セクシュアリティと倫理
Citation	哲学, 40, 81-90
Issue Date	2004-07-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35029
Type	departmental bulletin paper
File Information	40_LP81-90.pdf



《シンポジウム——セクシュアリティと倫理》

セクシュアリティと自律

——「内的固有性」に合致した「自己決定」の陥穽——

浅見 克彦

はじめに

セクシュアリティの問題をあつかう場合、もっとも根本的なのは、そもそもセクシュアリティとは何なのかということでしょう。ただし、この問いに答えるためには、セクシュアリティという問いが立てられ、それが事柄として存立する理由と基盤が明らかにされなければなりません。しかしここでは、時間の関係上、次のような境界設定を前提することで議論をすすめます。すなわち、ここでは、セクシュアリティとは、「性行為にくおける／連なる」精神、身体、行為のありよう、ないしはそれらの性質、パターンとして区別される私たちの存在の領域」をさす、意味的境界づけだと理解しておきたいと思います。

セクシュアリティに食い入る「他」「異」「外」

まず最初に、私たちのセクシャルな関わりには、己れの存在を自身で統制し、その「内的な」まとも（自己同一性）を維持しようとする自我にとって、自らの企てに逆らう事態があることを確認すべきでしょう。

第一に、セクシャルな関わりは、基本的に、他なる者（外的存在）の作用にさ

さえられているという点があります。たとえ「攻める」形の性愛を追求するとしても、私たちのふるまいが、愛する相手からの刺激、働きかけ、あるいは「呼びかけ」にさええられていないなら、それは「ひとりよがり」でしかなく、セクシャルな交わりとはいいいがたいものです。セクシャルな関わりには、オルテガが他者の存在による「誘発⁽¹⁾」と呼んだような、他者からの作用を受けとることで成り立つという、ある意味での受動性のアスペクトがあるわけです。

第二に、セクシャルな関わりにおける私たちの存在には、他者の異なる思考と行動が刻みこまれます。愛する自己には、他者の存在が自らの意識のどこかを占領するという事態が生じます。そして、サルトルがいうように、愛が本質的に「愛してもらおうとする企て⁽²⁾」である以上、私たちは、セクシャルな関わりで、愛する他者の思考と行動に呼応して、自らの思考と行動を組み立ててしまう傾向を抱えこまざるをえません。あるいは、セックスの交わりのなかでは、自己と他者の双方において、自らの身体的存在が相手のありようと行為に左右され、互いの感覚が幾重にも折り重なってゆくという事態が成り立つことも重要です。

第三に、セクシャルな関わりを追求するとき、私たちは、程度の差はあれ、ある意味で自己の外へと超出します。すでに触れたように、愛する意識において、自らの注意と関心が他者に吸いよせられ、場合によっては思考と行動の反省的な統御を忘却するとき、私たちの自我は、少なくとも内的なまとまりの枠組の外へとあふれ出しているといわざるをえません。そして、セックスの交わりのなかでは、私たちは反省的な自我の構えをゆるめ(棚上げし)、サルトルが「めまい vertige⁽³⁾」と呼んだ、自らの身体的感覚に没入するある種の「忘我」へと向かいます。この点での私の理解は、レヴィナスに触発されながら、イリガライが提示した次のような愛撫のとらえ方とほぼ同じです。「この究極の共感において、感じるものと感じられるものは……まだ固有の形をもたないものに浸かり、誕生がまだそのアイデンティティに封印されていない初歩的な流れ flux のもっとも奥深いところへ回帰するにいたります。そこではどんな主体もその統制と秩序を失います⁽⁴⁾。」

以上のように、私たちはセクシャルな関わりでは、自我・主体が「他」「異」によって浸食され、「外」へとあふれ出す、さまざまな脱自 Ekstase を経験するわけです。フーコーが言説の視点から十分に明らかにしたように、私たちのセクシャリティは、他者の存在によってささえられ、左右され、他者との相互作用において存立するということ、このことを確認しておきたいと思います。

自律的セクシャリティ ―

自己の求めにしたがって他者を統制しようとする構え

自己は、セクシャルな関わりにおいて、その存在を他者との関係によって左右され、「攪乱」されることになります。自己が、個体としての自由と自律を目指すものである以上は、そこでの他者との関わりは、自らの自由と自律の妨害ということになるわけです。ここから、サルトルが『存在と無』で論じた、自己の存在の根拠を自身のうちに取りもどそうとする試み⁽⁵⁾が展開されることになります。

この試みは、自律性の求めに反する他者の存在からの作用を、多様な形で消去しないしは統制しようとするものです。たとえば、セクシャルな関わりが誘発される場面で、予測不可能な他者への吸引によって自身の存在が流されないように、関わりの相手を選択する「内面的」基準を固めようとする試みがあります。あるいは、他者の存在と他者からの働きかけに左右されない、「内面志向型」の意識態度と行動原理を築きあげ、関わりのルールと法則を遵守してゆこうとする試みも必要となるでしょう。こうした試みによって、他者の存在による攪乱を回避して、「内面的固有性」の鎧で己れの存在を防御しながらセクシャルな関わりをもってゆく主体のあり方を、私は「硬いセクシャリティ」と呼びたいと思います。

いうまでもなく、こうした「内面的固有性」を追求するセクシャリティには、倫理的な問題点があります。他者からの「誘発」を前にして、自己の「内面的」な基準にしがみついて相手を選択しようとする態度は、関わりを「誘発」すべき他者の意識と行動が他者自身にとってもつ意味と価値を受けとめる構えを欠いて

います。あるいは、関わりの追求のなかであくまで自己に「固有」のルールを遵守しようとする態度は、それに反する他者の意識と行動の統制・支配へと向かってゆくことになります。さらには、セクシャルな交わりのなかでの他者の求めと試みが、自らの基準とルールを攪乱する場合には、それらを禁止し、切り捨てる試みも企てられるでしょう。そこには、キルケゴールが、恋人との関わりで自存性を主張する者たちの存在は、実のところ、恋人を所有することに依存していると論じた⁽⁶⁾ 場合と同様の構図で、「所有的な愛」があるといわざるをえません。

それは、自らに固有と見なす存在のあり方を求心的なまとまりとして維持しようとする所有的主体のふるまいであり、イリガライが女性を縛る「鏡の支配的エコノミー⁽⁷⁾」と呼んだ関係とほぼ同じです。つまり、自らの存在に求心的な同一性をもたせようとする自己による自律性の追求には、必然的に、セクシャルな関わりをむすぶ他者の存在を統制し、飼い慣らされたものとして併合せんとする、倫理的問題があるわけです。

「性の自己決定」論の陥穽——

セクシャリティは他性を引きうけざるをえない

以上の議論で指摘したかったのは、セクシャリティを自律的に保持し、「内的固有性」として確保しようとする主体は、倫理的に問題のある所有的な傾きを抱えこむということです。ところで、いわゆる「性の自己決定」を宣揚する立場は、原理的には、セクシャルな関わりでの自らの精神、身体のあるよう（意味づけも含む）について、自己自身による規定と統制を求めるものだといえるでしょう。だとすれば、「性の自己決定」論は、いま確認したような主体の所有的な傾向を導き入れる可能性と危険性をもっていることになるのではないのでしょうか。

ここでは「性の自己決定」論の代表例として、論理的によく整理された宮台真司氏の議論を分析のきっかけにしたいと思います。宮台氏は、性に関する不自由を問題にして、性行動をめぐる選択肢が存在するのに選ぶことが禁じられている

「外的な選択の制限」という状況と、選択肢が多様に存在しているのにどれを選んでいいかで混迷している「選択原則の不在」という状況とを区別した上で、両者の関係は、「自己決定権」と「自己決定能力」の関係に対応しているといえます。つまり、「自己決定権」とは、存在している選択肢について自由に選択できる権利であり、「自己決定能力」とは、「多様な選択肢を前に自由自在に選べる内的原則」を獲得しているかどうか⁽⁸⁾に関わるというわけです。ここで、氏の核心的な主張の一つが提示されます。しばしば聞かれるような、後者の「自己決定能力」の未獲得を理由にして、前者の「自己決定権」への制約を正当化しようとする主張は認められない、というのがそれです。前者の「自己決定権」が保証されることが、「自己決定能力」を獲得するための前提だという「論理関係⁽⁹⁾」を踏まえるなら、このような選択の自由の正当化は原則として許容されえない、というわけです。

ここには、とりわけ少女たちの売春を必ずしも悪とはいえないという、氏の主張の真骨頂が見られるわけですが、ここで問題にしたいのは、氏も事実上、「自己決定能力」の獲得を、価値的な目標として肯定しているという点です。この立場は、すでに見たような、自律性を追求する自己の所有的な構えを引きよせる可能性があるのではないのでしょうか。「自己決定能力」とは、「多様な選択肢を前に自由自在に選べる内的原則」を獲得する問題だとされていました。セクシャリティに関する己れの「内的原則」を追求する自己は、性愛の関わりにおいて、他者に対してどのようなふるまいと構えをとることになるのでしょうか。セクシャルな交わりでの意識のありよう、行為の意味づけと形、これらの点で異質性をもつ他者と関わるさいに、自身の「内的原則」の確保を追求するなら、他者のセクシャリティの異質なありようは軽視され、場合によっては削ぎ落とされたり統制されたりすることになります。つまり、ある意味で倫理的に肯定的な響きをもつ「性の自己決定」という概念には、セクシャルな交わりで自己が直面する他者の異質性、他性を、自身の「内的な固有性」に適合するように成形し切り捨てるといふ、他者に対する支配と所有の芽が胚胎しているわけです。

いいかえれば、「内的原則」をそなえた「自己決定能力」を宣揚する立場は、自

己の自律という観点を強調するあまり、その自律性の追求がセクシャルに関わる相手の存在に、どのような問題を生じさせるかを軽視する論理的可能性があるということです。この点は、宮台氏とともに「性の自己決定」論を宣揚している山本氏の議論にかなりはっきりと表われています。山本氏は、性行動がプライベートなものであることを理由に、それを「個人の自律による規制⁽¹⁰⁾」にゆだねるべきだという議論を提示しています。確かに、性愛の交わりはプライベートな関係であり、公的権力による統制は原則的にいって個人的世界での自由の侵害になります。しかし、そのプライベートな個人的世界とは、当然ながら、自己一人の世界ではありません。少なくともそこには、自己と交わる他者が不可欠の存在として織りこまれています。にもかかわらず、そこに「個人の自律による規制」という原則を打ち立てようとするなら、少なくとも、異質性と他性をもつ他者の存在は独自の問題としては位置づけられないことになるわけです。

実のところ、宮台氏自身に関していえば、セクシャリティをめぐる他者の存在の重要性は、まったく意識されていないわけではありません。彼は、「自己決定」ということを価値づける基盤として、「個人の尊厳」を指摘し、それは、「(1)好きなように自己表出していいという消極的自由と、(2)それを表出として評価してくれる他者たちとの社会関係、の二つの条件によってささえられる『経験的成果』である⁽¹¹⁾」と論じています。残念ながらこの論点は、セクシャルな交わりで自己の「内的原則」を追求することの再考へとは導かれていませんが、セクシャルな「自己の尊厳」が他者の評価という因子と絡みあいながら存立することを確認している点で、重要だといえます。セクシャリティには、他者からの評価という点で他者との関係が刻印されるだけでなく、他者との具体的な交わりを通じて形成され変容するという点で、いわば他者の存在が織りこまれています。自己の「内的原則」の確保をめざす「性の自己決定」論には、こうしたセクシャリティの実相を自律という理念の枠に押しこみ、自己の存在への他者の異質性の刻印をなきものにしようとする、一つの無理筋を追求する可能性があると思うわけです。

セクシャルな関わりに、自己の自律性、あるいは「個人の尊厳」を棚上げさせ、

場合によっては掘りくずす面があることは、たとえば、「エロスとは冒瀆の別名である⁽¹²⁾」というレヴィナスの言葉にも示されています。実際、セクシャルな交わりは、自身にとって異質なものに絡みつかれ、自己の存在が他者によって浸食され、自己の統制を手放すような危険に身をさらすとき、いわば己れの「外」へと向かう冒険に踏みだすときにのみ、自己の存在を改めて誕生させる生の力を体現しうるのではないのでしょうか。私は、たとえ自律性を確保するための他者存在の統制が可能なことだとしても、そのような構えで経験される性愛の交わりは、少なくともエロスがもつ意味と魅力の中心を欠いたものになると思うわけです。

セクシャル・アイデンティティの放棄？

「性の自己決定」論に対して、セクシャリティとは、他者との交わりのなかで、自己にとっての「異」「他」「外」を抱えこまざるをえないものとする私の立場は、セクシャルな関わりでの「自己喪失」、「脱自」を強調し、肯定するものだと思います。しかし、この立場に対しては、おまえはセクシャル・アイデンティティの放棄を肯定し宣揚するのか、性愛の交わりでの他者からの横暴や暴力を認めるのか、という異論が予想されます。

しかし私は、自らのセクシャルなありようを価値的にとりまとめようとする自己の求めを、事実的にも価値的にも否定するつもりはありません。実際、自己が自己である以上、一過的な忘我の状態を別とすれば、己れのありようを反省し、セクシャルなふるまいに価値的なまとまりを与えようとする試みは、避けがたいことだと思います。また、こうした追求がなされないなら、自律的なセクシャリティを追求しつつ、こちらの存在を支配、統制せんとして攻め入ってくる他者に対して、無防備に自己の存在を投げ出してしまうことにもなります。さらには、セクシャルなふるまいを価値的にまとめあげようとする主体性を示さない自己なるものは、他者にとって了解を超えた不可思議で危険な存在であり、結局は他者との相互関係の展開を妨げることにならざるをえません。

ところがこういふと、おまえのいう「脱自」なるものは、結局は見かけ倒しのもので、セクシャルな自律性の否定はとりさげるべきだ、という異論が出されるでしょう。しかし、こうした異論は、セクシャルなふるまいを価値的にまとめあげようとするアイデンティティは、端から性愛の交わりでの「脱自」と相容れないものだとする予断にとらわれているように思われます。実際には、セクシャル・アイデンティティというものは、性愛の交わりでの「脱自」と矛盾せず、それを抱えこんだかたちで価値的なまとまりを求めるものとして存立しうるのです。

セクシャル・アイデンティティと「脱自」を相容れないものとして理解する立場は、アイデンティティなるものを自己の存在の価値的な統御の追求と理解したうえで、切りとられた断面のような一時点での自己のありよう（「脱自」）に視野を限定し（これはあらゆる場面で「自己喪失」をしりぞけようとする自律性への固執の表われでしょう）、その断面での「自己喪失」をアイデンティティの喪失と等置してはいないでしょうか。しかし、セクシャルな関わりでの自己の存在は、経過的な、あるいは文脈的な連なりなのであって、ある断面において「脱自」を経験し、「自己喪失」を許容したとしても、その「脱自」と自己喪失をどのような経過のなかで、いかなる文脈において引きうけるかという観点から、自己の全体的な存在のありようを価値的にまとめあげる試みも、十分に成り立ちうるわけです。自己は、セクシャルな交わりでの「脱自」を受け入れ、自己を失う構えをとるとしても、いわばその「脱自」と「自己喪失」を引きうける文脈的な関係と経過のあり方については、自己統制を追求するということは可能でしょう。

実は、こうした自己の失い方、「脱自」の仕方をめぐるアイデンティティの求めというのは、ありふれた人々の性愛に関する意識とふるまいに、いくらでも見ることができます。「魔法にかけられたように崩れたい」「押しの強い情熱に圧倒されて身をまかせたい」というようなありふれた意識には、自らのセクシャルなふるまいの全体的な経過と文脈を価値的に選択し、まとめあげようとする構えが、はっきりと表われています。それは、ギデンズが、性愛をめぐる「純粋な関係性」の求めとしてクローズ・アップしていることと重なります⁽¹³⁾。彼が現代社会でま

すまず顕著になってきているという、性愛の関わりとその推移における相互性の求めは、自らのセクシャリティに関してある価値的なまとまりを与えようとする、アイデンティティの問題にほかならないのです。

ようするに、私の理解は、セクシャリティには、他者との具体的な交わりに左右されるという「脱自」の契機が避けがたく含まれているけれども、こうして他者の存在が刻印される仕方も含めて、自らのセクシャルなふるまいの全体に関しては、自身の存在に価値的なまとまりを与えようとする構えがあるべきだ、というものです。ただし、おそらくは敏感な方々はお気づきだと思うのですが、「脱自」を引きうける経過的な、あるいは文脈的なふるまいの形も、先の宮台氏の指摘にもあったように、他者からの評価と他者との具体的な交わりを通じて形成され変容するものですから、厳密に言えば、自身のアイデンティティを閉じた内面的価値として保持するというのは、危うい幻想的な理念でしかないと思います。つまり、そうした幻想を追求するなら、先の議論よりも一つメタなレベルで、他者の存在に対する支配と統制を展開する試みを引きよせることになるでしょう。

セクシャリティは、「自己喪失」と自己追求の終わりなきシーソー・ゲームだといえます。それはセクシャリティ以外の場面でも、自己が他者と関わる時にはつねに立ちあがる事態でしょう。だとすれば、倫理という観点から求められるのは、自己と他者の関係の展開に関する互いの価値的なまとまりの追求を尊重しあうという、「個人の尊厳」の原則だけではないことになります。それだけではなく、他者とのセクシャルな交わりの相互作用のうちに身を投げいれながら、価値的なまとまりの追求の仕方も含めて、自身のありようをつねに改めて誕生させることを引きうける、ある種の「柔らかさ」も欠くことができないでしょう。この「柔らかなセクシャリティ」という課題、これを倫理的な観点から主張することが、私の話のポイントだったわけです。

注

- (1) 『オルテガ著作集 6』白水社、289 頁。
- (2) J-P. Sartre, *L'Être et le néant*, Gallimard, 1943, p.424.
- (3) *Ibid.*, p.439.
- (4) L. Irigaray, *Éthique de la différence sexuelle*, Les Éditions de Minuit, 1984, p.176.
- (5) Cf., J-P. Sartre, *op. cit.*, p.424.
- (6) 『キルケゴール著作集 15』白水社、68-9 頁。
- (7) L. Irigaray, *Ce sexe qui n'en est pas un*, Les Éditions de Minuit, 1977, p.25.
- (8) 宮台真司ほか『〈性の自己決定〉原論』紀伊國屋書店、253 頁。
- (9) 同、254 頁。
- (10) 同、53 頁。
- (11) 同、256 頁。
- (12) E. Levinas, *Totalité et infini*, Martinus Nijhoff, 1971, p.236.
- (13) A・ギデنز『親密性の変容』而立書房、77-90 頁、参照。